

**新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の
臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 概要**

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。
- 足下の雇用情勢等を踏まえ、現行の措置の水準を維持することとし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

2. 改正の概要

- 雇用情勢等を踏まえ、対象となる休業の期間を令和4年9月30日まで延長することとする。当該延長することとする期間（同年7月1日から同年9月30日までの期間）の休業に係る一日あたりの支給上限額については、
 - ・ 直近の令和4年1月1日から同年6月30日までの間における一日あたりの支給上限額が、雇用保険の基本手当との均衡を考慮して、8,265円（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第18条の規定による変更後の基本手当日額の最高額）とされてきたこと
 - ・ 令和4年8月1日に、雇用保険法第18条の規定により、雇用保険の基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の最高額が変更される可能性があることを踏まえ、基本手当日額の最高額を維持し、「雇用保険法第17条第4項第2号ロに定める額（その額が同法第18条第1項の規定により変更されたときは、その変更された額）に100分の50を乗じて得た額」と規定する。
- ただし、まん延防止等重点措置実施地域又は緊急事態措置実施地域については、令和3年5月1日から令和4年6月30日までの間の休業を対象に、一日当たりの支給上限額を11,000円とする地域特例を実施しているところ、当該地域特例の対象となる休業の期間についても令和4年9月30日まで延長し、一日当たりの支給上限額は6月までと同様11,000円を維持することとする。

（参考）中小事業主に雇用される労働者の場合

	令和2年4月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日～ 令和4年9月30日
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 基本手当日額の最 高額※1
地域特例 【まん延防止等重点措置実施地域 ＋ 緊急事態措置実施地域】	—	8割 11,000円	8割 11,000円

※1 令和4年1月1日～7月31日の間は8,265円、同年8月1日～9月30日の間については（変更された場合は）変更後の基本手当日額の最高額

※2 中小事業主以外の事業主に雇用されるシフト制労働者等についても、今般の対象期間の延長及び地域特例の対象とする。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公布日：令和4年6月28日

施行期日：公布の日